

【消費者の皆様へ】

「食品表示110番」をご存じですか？

＜食品の偽装表示ホットライン＞

日常のお買い物などで、**不審な表示**を見かけたら、
食品表示110番にお知らせ下さい。

皆様の声が、食品表示の適正化につながります。

関東農政局 食品表示110番

電話：048-740-0090

FAX：048-601-0548

メールフォーム：<https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/hyouji/20170120.html>

この食品表示、正しいの？

【食品表示110番への通報例】

- 野菜に原産地が表示されていない。
- 豚肉(ステーキ用)に「国産」と「米国産」と原産地が二重に表示されている。
- めばちまぐろの名称が「ほんまぐろ」と表示されている。



食品表示法に基づく食品表示制度に関する疑問点、表示方法などについてのご相談については、消費者庁又は最寄りの都道府県までお問い合わせ下さい。

連絡先は、消費者庁ホームページをご覧ください。

消費者庁の連絡先 <http://www.caa.go.jp/foods/toiawase1.html>

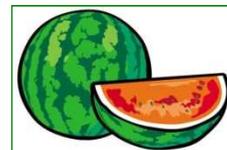
各都道府県の連絡先 <http://www.caa.go.jp/foods/toiawase2.html>

【このチラシの問合せ先】 関東農政局 消費・安全部 表示・規格課

電話：048-740-0369 FAX：048-601-0548

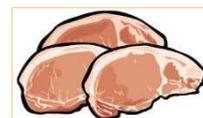
(参考) 生鮮食品に必要な表示

農産物 <small>袋詰米穀を除く</small>	名称	一般的な名称を記載（きゃべつ、みかんなど）	
	原産地	国産品	都道府県名（※1）を記載
		輸入品	原産国名（※2）を記載
	栽培方法 （生しいたけ）	原木栽培	「原木」と記載
菌床栽培		「菌床」と記載	



※1 市町村名その他一般に知られている地名でも可 ※2 一般に知られている地名でも可
注: 上記のほか、一定の要件に該当する場合には、それぞれに必要な表示事項があります。

畜産物	名称	一般的な名称を記載（牛肉、豚肉など）	
	原産地	国産品	国産である旨（※1）を記載
		輸入品	原産国名を記載
個体識別番号 （牛肉）（※2）	牛の個体識別番号（10桁の数字）（※3）		



※1 主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名でも可
※2 個体識別番号は牛トレーサビリティ法に基づく表示です。個体識別番号のない輸入品は除かれます。 ※3 荷口番号でも可
注: 上記のほか、食品の特性に応じて、また、一定の要件に該当する場合には、それぞれに必要な表示事項（保存方法、消費期限又は賞味期限、加工所の所在地・名称など）があります。

水産物	名称	一般的な名称を記載（ぶり、めばちまぐろなど）	
	原産地	国産品	水域名（※1）又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名）を記載
		輸入品	原産国名（※2）を記載
	解凍	凍結させたものを解凍した場合:「解凍」と記載	
養殖	養殖されたもの :「養殖」と記載		



※1 水域名の記載が困難な場合は、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名で可 ※2 水域名の併記は可
注: 上記のほか、食品の特性に応じて、また、一定の要件に該当する場合に、必要な表示事項があります。（保存方法、消費期限又は賞味期限、加工所の所在地・名称など）

加工食品を含め、食品に必要な表示の詳細は、消費者庁ホームページの「食品表示に関するパンフレット」のページをご覧ください。

食品表示に関するパンフレット・Q&A・ガイドライン



<http://www.caa.go.jp/foods/qa.html#m01>